

(別記様式第1号)

計画更新年度	平成25年度
計画主体	八峰町

八峰町鳥獣被害防止計画

〈連絡先〉

担当部署名 八峰町役場 農林振興課

所在地 秋田県山本郡八峰町峰浜目名潟字目長田118番地

電話番号 0185-76-4609

FAX番号 0185-76-2203

メールアドレス noushin@town.happou.akita.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンザル
計画期間	平成26年度～平成28年度
対象地域	秋田県 八峰町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (平成25年)

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
		被害面積 (ha)	被害金額 (千円)
ニホンザル	水 稲	1.87	335
	豆 類	5.27	153
	イモ類	0.13	116
	野 菜	1.43	923
	果樹類	1.58	163
計	10.28	1,690	

(2) 被害の傾向

捕獲による群れの拡大はみられるが、目撃情報数等からみて個体数は縮小していると思われる。そのため、町内ほぼ全域の農地及び集落周辺に出没する状況にあるが、群れの個体数縮小と、警戒心が強くなり人間をみると直ぐに逃げる傾向が出てきたため、農作物への被害が減少傾向にある。主に4月から11月にかけて農作物に被害が発生している。

(3) 被害の軽減目標

指 標	現状値 (平成25年度)		目標値 (平成28年度)	
	被害面積 (ha)	被害金額 (千円)	被害面積 (ha)	被害金額 (千円)
水 稲	1.87	335	1.50	300
豆 類	5.27	153	4.50	150
イモ類	0.13	116	0.10	100
野 菜	1.43	923	1.20	800
果樹類	1.58	163	1.20	150
合 計	10.28	1,690	8.50	1,500

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	<p>猟友会による銃器及び箱わな（檻）による捕獲の実施</p>	<p>捕獲体制について、会員の高齢化による脱退が目立つことから、新たな会員の獲得が急務である。また、住民からの出没情報により出動しているが、タイムラグがあり瞬時に対応できる体制作りが必要である。</p> <p>箱わなについては、新たに設置した場所は捕獲率が高い傾向にあることがわかった。警戒し檻に入らない個体もみられ、設置箇所の検討が必要だ。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>侵入防止柵（電気柵）の設置</p>	<p>平成9年度より進めている柵の設置は現在7,600mとなっている。</p> <p>設置した地区での被害は減少するが、群れの移動により隣接している地区の被害が発生する状況にある。</p> <p>また、柵の老朽化に伴う修繕及び草刈等の日常管理が必要であり、人材確保に苦慮していることから、個人で設置する簡易電気柵の普及に努めていきたい。</p>
	<p>ロケット花火等による追上げ</p>	<p>農家等の自衛手段として、出没時に花火を発射し威嚇、追上げを行い、人的被害の防止に役立っている。</p> <p>しかし、一部の個体では花火に慣れてしまい、逃げずに見学している状況にあり4連発花火に変更していきたいと考えている。</p>
	<p>被害農家・地域住民・猟友会による全町一斉追上げ</p>	<p>町内10箇所前後の地区において、地域全体の意思統一とサル害防止対策の意識高揚を図ることを狙いとして、被害農家・地域住民は花火を使い、猟友会は散弾・ライフルを使い「一斉追上げ」を毎年実施している。</p> <p>近年は、サル追上げ時に、サルを見かけない年が続いており先進システムの導入検討も必要と思われる。</p>
	<p>緩衝帯の設置等、生息環境管理に関する取組み</p>	<p>侵入しにくい環境づくりを行うためには、今後住宅地付近の杉林間伐などを行えば、サルの出没軽減につながると思えるのだが、地権者等の理解と同意を得ることが非常に難しい。</p>

(5) 今後の取組方針

耕作地での防除、捕獲、環境整備を進めるうえで、地域が一体となった取組の実現に向け関係機関が協力し取組を図っていく。

また、被害農家及び地域住民へ向けたPR活動や学習会の開催などを行いサル害対策に対する意識の高揚を図る。

さらに、「秋田県有害鳥獣捕獲許可事務の取扱要領」に基づいた銃器や檻を用いたニホンザルの捕獲活動は、農作物の被害防除等に最も効果的であることから取組主体にするとともに、被害がある隣接市町や県境市町と連携し、状況の把握と被害の減少を目的とした協力体制作りを進める。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

平成26年度より実施隊を設置し、定期的な銃器による追上げ・捕獲、箱わな（檻）による捕獲を実施隊員として活動する。

(2) その他の捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
平成26年度	ニホンザル	・実施隊の設置 ・狩猟免許取得の促進
平成27年度	ニホンザル	・箱わな（檻）の増設・更新 ・狩猟免許取得の促進
平成28年度	ニホンザル	・箱わな（檻）の増設・更新 ・狩猟免許取得の促進

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画見込み数等の設定の考え方

直近3年間の捕獲数は平成23年度が100頭、平成24年度が89頭、平成25年度が1月末現在51頭となっている。現在は栄養価の高いエサの摂取などで、専門家等の意見より年間約20%が増加するものと考えられているが、平成23・24年度の捕獲数増加により、25年度の出没が極端に減少している状況にある。

また、被害金額から見ても年々減少傾向にある。しかし、繁殖率からみても、捕獲数を減少した場合、直ぐに頭数の増加に傾くことが懸念されるこのことから、捕獲計画見込み数を過去3年のうち最大である100頭と設定し引き続き被害の減少に努める。

対象鳥獣	捕獲計画見込み数等		
	平成26年度	平成27年度	平成28年度
ニホンザル	100頭	100頭	100頭

捕獲等の取組内容

実施隊が行う銃器による捕獲活動については、農林作物被害や人身被害、生活環境被害を発生させている場合またはそのおそれがある場合及び被害対策を実施しても被害が防止できない場合は計画的・定期的に年間を通じて実施する。

箱わな（檻）による捕獲活動については、降雪期を除いて通年行うこととし、農作物の被害状況やサルの出没状況を判断しながら、被害地域に出来るだけ多く設置し被害防止の促進を図る。

(4) 許可権限委譲事項（該当なし）

対象地域	対象鳥獣
なし	なし

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	平成26年度	平成27年度	平成28年度
ニホンザル	簡易電気柵の設置 1,200m	同左 800m	同左 800m

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
平成26年度	ニホンザル	八峰町猿害対策地域協議会と実施隊が連携し、研修会等を開催し地域にあった更なる取組の検討を行う。 また、農業者自らが追払い出来るよう、発射装置の提供、発射講習等を随時実施する。
平成27年度	ニホンザル	同上
平成28年度	ニホンザル	同上

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

後述6と同様とする。

6. 被害防止施設の実施に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	八峰町猿害対策地域協議会 (サル被害防止のため、関係機関と連絡・調整を図る)
構成機関の名称	役 割
八峰町役場	協議会の事務局となり、各組織との連携・調整を図る。
八峰町議会 (産業建設常任委員会)	町議会として農林漁業部門を所管する立場から、サル害対策への提言・助言を行う。
八峰町農業委員会	農地に関する専門機関である農業委員会の立場から、サル害対策への提言・助言を行う。
能代警察署 (八森駐在所・峰浜駐在所)	銃器や火薬の使用に関する指導・監督やサル害対策への提言・助言を行う。
鳥獣被害対策実施隊	銃器等を用いた捕獲活動等に直接関わる立場から、サル害対策への提言・助言を行う。
秋田やまもと農業協同組合 (八森支店・峰浜支店)	農業者の組織団体としての立場から、サル害対策への提言・助言を行う。
八峰町サル被害者の会	八峰町の被害農家で構成される団体として、被害の実態をもとにサル害対策への提言・助言を行うとともに、被害防止対策の内容や実施状況について、地域へ発信・周知を行う。
農業者 (JA稲作部会峰浜支部) (作業集団：八峰アグリプロ)	被害の多い稲作について、稲作部会のネットワークを活用して被害や出没状況を把握・通報するとともに、サル害対策への提言・助言を行う。 大豆作業受託の活動をとおして被害や出没状況を把握・報告するとともに、サル害対策への提言・助言を行う。
自治会 (峰浜地区：岩子、大久保岱、大槻野、大信田、塙、石川)	峰浜地区の被害自治会として、峰浜地区の被害や出没状況を把握・報告するとともに、サル害対策への提言・助言を行う。また、被害防止対策の内容や実施状況について地域へ発信・周知する。
農作物野生鳥獣被害対策 アドバイザー 今井 康仁	アドバイザーとしての専門的知見から、サル害対策への提案・助言を行う。

秋田県山本地域振興局 (森づくり推進課、農業振興普及課)	行政の上部組織としての立場から情報提供を行うとともに、サル害対策への提案・助言を行う。
---------------------------------	---

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役 割
なし	なし

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

<ul style="list-style-type: none"> ・平成 26 年度より設置予定 ・町職員及び山本地方連合猟友会で構成する

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

GPS 発信器装着の可能性を計画し、生息状況の把握に努める。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕殺又は殺処分した個体は、適切に焼却処分又は埋設処分する。

8. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

被害防止対策の実施にあたり、秋田県ニホンザル保護管理計画との整合性を図り、「鳥獣の保護および狩猟の適正化に関する法律」第 9 条に基づく有害鳥獣捕獲許可申請をはじめとする対策について、関係機関と情報交換など連携を図る。
